

仙台市特定建築物事前指導に関する事務手続要領

(平成17年10月20日 健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市における特定建築物の衛生的な環境を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第93条第5項の規定に基づき、建築確認申請時の必要な事務手続並びに特定建築物の設計及び施工に関する衛生上の指導指針（以下「指導指針」という。）を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 「特定建築物」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 「建築主」とは、特定建築物を建築しようとする者をいう。
- (3) 「建築確認申請等」とは、法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築主事への申請、法第6条の2第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する指定確認検査機関への申請及び法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する建築主事への通知をいう。

(指導指針)

第3条 第1条の指導指針は、別表のとおりとする。

(建築確認申請等時の事前指導)

第4条 保健所長は、法第93条第5項の規定により建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から通知があったときは、建築主又はその代理人（以下「建築主等」という。）から特定建築物事前協議届（様式1）及び次の各号に掲げる書類の届出を受け、その内容を確認するものとする。

- (1) 特定建築物構造設備等概要書
- (2) 特定建築物の設計、施工に関する衛生上の配慮事項書
- (3) 特定建築物の関係図面

（建築物の配置図及び付近見取図、建築物の平面図、断面図及び立面図、空気系統図、ダクト図、給排水系統図、施設図、機器一覧表）

- (4) その他保健所長が必要と認める書類

- 2 保健所長は、前項に規定する特定建築物事前協議届を受理した時は、建築主等に対して特定建築物事前協議開始通知書（様式2）を交付し、事前協議を開始するものとする。
- 3 保健所長は、特定建築物事前協議指導記録票（様式3）により事前協議を実施し、その結果を特定建築物事前協議結果書（様式4）にとりまとめ、当該建築主等に通知し、必要な指導、助言を行うものとする。
- 4 保健所長は、前項の事前協議をした際において、建築主等に対し、事前指導した事項についての回答書（様式5）の提出を求めることができる。
- 5 保健所長は、事前協議が終了し、必要な意見がある時は、特定建築物事前協議意見書（様式

6)により、建築主事等に意見を述べるものとする。また、必要な意見がないときは、特定建築物事前協議通知書（様式7）により、建築主事等へ事前協議を行った旨を通知するものとする。

（法93条第5項の規定による通知がない場合の事前指導）

第5条 保健所長は、法第93条第5項の規定による通知がない場合であっても、建築主等から特定建築物に係る相談を受けたときは、特定建築物事前協議届及び前条第1項で定める書類の提出を求め、第3条で定めた指導指針に基づき指導を行うことができる。

2 保健所長は、前項の規定により特定建築物事前協議届を受理したときは、前条第2項から第4項に規定するとおり事前協議を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成17年10月21日から実施する。

附 則（平成27年3月31日改正）

（実施期日）

1 この改正は、平成27年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の実施の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成31年4月17日改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和元年5月1日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の実施の際に従前からの用紙がある場合においては、なお当分の間使用することができる。